



# 熊本県公報

号外 第37号  
令和6年(2024年)  
7月29日(月)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 訓 令  
○熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の  
一部を改正する訓令……………(システム改革課) 1

## 訓 令

### 熊本県訓令第13号

本庁各部(公室・局)課(グループ)  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令を  
次のように定める。

令和6年7月29日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓  
令

熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程(平成10年熊本県訓令  
第26号)の一部を次のように改正する。

題名中「高度情報化」を「デジタル化」に改める。

第1条中「高度情報化」を「行政のデジタル化及びデジタル社会の形成に向けた施策」  
に改める。

第3条の見出し中「高度情報化推進組織」を「デジタル化推進組織」に改め、同条第1  
項中「高度情報化の」を「行政のデジタル化及びデジタル社会の形成に向けた施策の」に、  
「熊本県高度情報化推進本部」を「熊本県デジタル化推進本部」に改め、同条第2項及び  
第3項中「熊本県高度情報化推進本部」を「熊本県デジタル化推進本部」に改める。

第4条中「高度情報化」を「行政のデジタル化及びデジタル社会の形成に向けた施策」  
に改める。

第5条中「高度情報化」を「行政のデジタル化及びデジタル社会の形成に向けた施策の  
総合的かつ計画的な推進」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年7月29日から施行する。